

令和5年4月1日に一部変更となっています。

制限付一般競争入札参加資格確認申請要領

1 提出書類

提出書類の名称又は内容	単体企業者	共同企業体
① 制限付一般競争入札参加資格申請書（別紙1）	○	○
② 構成員一覧表（別紙2）	×	○
③ 配置予定技術者の技術者資格証の写し及び公告で示された配置予定技術者の実績等を証明できる書類	○	○
④ 配置予定技術者が3か月以上継続して雇用されていることを確認できる書類	○	○
⑤ 入札公告で指定した実績、資格等が確認できる書類	○※	○※
⑥ 共同企業体の結成に関する協定書の写し（協定期間が本件工事の予定工期を充足していること）	×	○
⑦ 使用印鑑届（別紙3）	×	○

※「⑤ 入札公告で指定した実績、資格等が確認できる書類」については、

- ・契約書の鑑部分の写し又はコリンズ登録の写し
- ・図面等（工事平面図、標準断面図）
- ・特別な技術又は資格を要する業務の場合はその資格を確認できる書類を提出すること。

2 注意事項

(1) 法令等により次の要件等が必要となり、主任技術者及び現場代理人の兼務が厳しく規制されているため、技術者の配置には十分注意をすること。

- ① 建設業法により、工事現場へは主任技術者を置く必要があり、特に請負額4,000万円（建築一式工事は、8,000万円）以上の場合は、工事現場ごとに専任の技術者を置かなければなりません。また、元請工事における下請工事合計金額が4,500万円（建築一式工事は、7,000万円）以上となる場合には、建設業許可に

については、特定許可が、技術者については、監理技術者の資格要件が必要となります。

- ② 建設業の許可要件として、経營業務の管理責任者は営業所（本社、本店を含む。）に常勤が求められ、また、営業所（本社、本店を含む。）ごとには、専任の技術者を置く必要があります。
- ③ 契約約款により、現場代理人は、工事現場への常駐が求められます。ただし、常駐義務について緩和措置があります。詳細は、企業団契約担当者若しくは、ホームページで確認してください。

- (2) 押印に使用する印鑑は、実印又は使用印の届出印とすること。
- (3) 提出書類の綴り込み順序は、上記の番号順とし、ホチキス等で綴じて提出すること。
- (4) 共同企業体の場合は、②構成員一覧表の添付書類として、入手し得る最新の各構成員にかかる経営事項審査結果書を添付すること。
- (5) 共同企業体にあつては、必要に応じて別紙1～3を加工して作成すること。
- (6) 各様式の注意事項は削除して提出して差し支えないこと。

3 その他（付属）

- (1) 入札書様式（単体企業者用，共同企業体用）
- (2) 委任状様式（単体企業者用，共同企業体用）
- (3) 誓約書様式（単体企業者用，共同企業体用）
- (4) 入札辞退書様式（単体企業者用，共同企業体用）